

生駒市法令遵守委員会

平成22年度第5回会議

日 時 平成23年2月18日（金）

午後3時20分から

場 所 生駒市役所4階 401会議室

1 市職員へのアンケート結果について（事務局より報告）

（【資料1】法令遵守推進制度に関するアンケート結果 参照）

2 平成22年度における報告書の内容（構成案）について

【報告部分】

- (0) はじめに
- (1) 要望等の記録・公表制度の運用状況
- (2) 要望等の記録・公表制度についての庁内運用調査
- (3) 要望等の記録・公表制度についての庁内意識調査
- (4) 市民モニター（『たけモニ』）への認識調査

【意見部分（案）】

- (1) 公職者から受けた要望等全件記録事務の運用の徹底について

・平成20年度法令遵守委員会報告書・委員意見部分より

議員等公職者は、市民生活の様々な課題についての市民の声を直接行政に届けることも非常に重要な活動の1つとなっていることから、

（中略）

議員等公職者からの要望等については、提案や意見等のすべてを正確に記録し、行政運営に的確に反映されるように公表していくことにより、その透明性を確保しつつ、より効果的な行政運営につなげる必要があると考えられ、

※ 「単なる照会、相談、意見、情報提供」は、条例第2条第6号に規定された「要望等」に該当すべきなのか。

※ 市議会で一般質問等を行いたいがために問い合わせに来たり、知人

の(課税内容に係る)問い合わせに来る公職者もいるようであるが、その場合の問い合わせまで記録する必要はあるのか。

→ 市職員が実際に「要望等」を受けている最中においては、市職員が不当要求であるか否か判断できない場合も多いので全件を記録することとしている。

(2) 「要望等」に係る例示基準の策定について

- ・ 条例の規定上においては、不当要求となるか否かによって「要望等」を定義づけていない。
 - ・ 事業に伴う近隣対策等、市側からの働きかけによって受けた要望は、条例第2条第6号に規定された「要望等」に該当するのか。
 - ※ ある時点から突然不当要求行為となる可能性がある。
 - ※ 案件・事業の進捗状況によっては、公表しないことも可能である。
- (条例第9条第1項)
- ・ (窓口等において)市職員の対応によってトラブルとなった案件についても記録すべきなのか。
 - ・ 市職員どおしのトラブルに公職者が関与したような案件についても記録すべきなのか。

(3) 記録の簡略化について

- ※ 管理職職員が対応する要望等ともなれば、相当に複雑で多岐にわたることも多く、現状においても「要望等記録票兼報告書」への記録に加えてさらに詳細な文書も作成している。
 - ※ 公表する文章を簡略化しすぎた場合、内容自体が不明となる可能性がある。また、公表した文章によって、新たにクレームを申し出られる可能性がある。
- ・ 管理職職員への『来訪・電話記録簿』の導入
(「要望等の記録・公表制度」とは別に運用)
 - ※ 仮に導入するのであれば、不当要求行為の検証等のためだけでなく、記録した内容について市民のために活用しなければいけないのではないか。

(4) 市職員におけるコンプライアンス意識の醸成について

(【資料1】法令遵守推進制度に関するアンケート結果 参照)

(5) 市民等への「要望等の記録・公表制度」の周知について

(【資料2】『たけモニ 生駒市法令遵守推進条例』アンケート集計結果 参照)

3 その他について

(1) 法令遵守推進制度の運用状況（事務局より報告）

(【資料3】法令遵守推進制度運用状況一覧等 参照)

(2) 次回以降の委員会の日程調整

(3) その他